

苫小牧工業高等専門学校学生委員会規程

規則第30号

制 定 平成6年4月1日
一部改正 平成15年4月1日
一部改正 平成16年4月1日
一部改正 平成18年4月1日
一部改正 平成27年3月10日
一部改正 平成28年1月26日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の学生の厚生補導及び福利施設の運営に関する事項を審議するため、学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の団体、学生会活動及び学生生活に関する事項
- 二 学生の福利厚生に関する事項
- 三 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- 四 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する事項
- 五 独立行政法人日本学生支援機構奨学生の選考等に関する事項
- 六 課外活動に関する事項
- 七 福利施設の運営に関する事項
- 八 外国人留学生の指導に関する事項
- 九 その他学生の厚生補導に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（学生主事）
 - 二 学生主事補
 - 三 学生課長
 - 四 その他校長が指名した者
- 2 必要に応じて副校長（寮務主事）、副校長（専攻科長）、各学級担任、体育担当教員及び各クラブ（同好会を含む。）顧問1名を委員として加える。

(任期)

- 第4条** 前条第1項第四号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（学生主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(議事)

第7条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員長は、第2条に関する特定事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会は本校の教職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

4 部会長は、検討結果を委員長に報告するものとする。

5 部会に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(報告)

第10条 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(委員会の事務)

第11条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 苫小牧工業高等専門学校外国人留学生委員会内規（平成6年4月1日施行）は廃止す

る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。